

控訴状の提出について

控訴状を提出するにあたっては、以下の事項に御留意ください。

1 控訴とは

第一審の終局判決に対して不服のあるときには、控訴をすることができます（全部勝訴した当事者を除く。）。適法な控訴がされた場合、第一審が簡易裁判所の場合は地方裁判所で、第一審が地方裁判所の場合は高等裁判所で控訴審の審理が行われます。控訴審では、第一審での審理内容を前提として引き続き審理が行われます。

2 控訴状の提出先

控訴状は、終局判決をした第一審の裁判所に提出してください。ただし、控訴状のあて先は、島根県内の簡易裁判所の判決に対する控訴の場合は「松江地方裁判所」と、松江地方裁判所（支部を含む。）の判決に対する控訴の場合は「広島高等裁判所松江支部」と記載してください。

3 控訴状の提出期間

控訴状は、判決正本を受領した日を入れなくて、2週間の最終日までに提出する必要があります。ただし、最終日が土日祝日又は年末年始（12月29日～1月3日）であるときは、その翌日（その翌日が土日等であれば更にその翌日）が最終日となります。御不明な場合は、担当書記官までお問い合わせください。

例1：平成31年4月2日に判決正本を受領した場合には、4月3日から14日目である4月16日（2週間の最終日）までが控訴状の提出期間となる。

例2：令和元年12月15日に判決正本を受領した場合には、例1と同様に計算して、14日目は12月29日となるが、これが年末年始、1月3日の翌日及び翌々日が土日に当たるので、令和2年1月6日までが控訴状の提出期間となる。

4 控訴手数料

手数料額は、原則として不服申立ての金額から算出される第一審での訴え提起手数料の1.5倍です。手数料額を収入印紙で控訴状とともに提出してください。なお、手数料額の計算にあたっては担当書記官に御相談いただくことをお勧めします。

5 予納郵便切手

裁判所にお問い合わせください。

なお、郵便料の現金予納も可能ですので、ご希望の方は裁判所にお問い合わせください。

6 提出する部数

控訴状は、同じものを作成し、相手方の数+1部（1部は裁判所用）を提出してください（第一審で複数の相手方に共通の代理人が選任されていた場合でも、控訴状は相手方本人にそれぞれ送達するからです。）。

7 控訴理由書

控訴状に控訴の理由を記載しない場合には、控訴提起日から50日以内に控訴理由書を控訴裁判所に提出してください。